

問 1

(1)について (10 点)

1 相続があった場合の納税義務の免除の特例

(1) 相続があった年

その年において相続があった場合において、次の要件を満たすときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの間における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）については、納税義務は免除されない。

- ① 相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること
- ② 被相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えること

(2) 相続があった年の翌年以後

その年の前年又は前々年に相続があった場合において、次の要件を満たすときは、その相続人のその年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

- ① 相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること
- ② 相続人のその基準期間における課税売上高とその相続に係る被相続人の基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えること

(3) 適用除外

この規定は、相続人が次のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ① 課税事業者の選択の適用を受けていること
- ② 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えること

2 分割して承継した場合の被相続人の基準期間における課税売上高

相続により、2以上の事業場を有する被相続人の事業を2以上の相続人が事業場ごとに分割して承継した場合の被相続人の基準期間における課税売上高は、その相続人が相続した事業場に係る部分の金額とする。

問1（続き）

(2)について（10点）

資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）のうち役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、**2**の場合において、**2**に定める場所がないときは、その資産の譲渡等は国外で行われたものとする。

1 通常の役務の提供の場合

(1) 原則

役務の提供が行われた場所（その役務の提供が国際運輸、国際通信等でその役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして一定のものである場合には、(2)に掲げる場所）

(2) 特例

① 国際運輸

出発地、発送地又は到着地

② 国際通信

発信地又は受信地

③ 国際郵便又は国際信書便

差出地又は配達地

④ 保険

保険事業を営む者の保険契約に係る事務所等の所在地

⑤ 生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案等

建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所

⑥ 上記以外のもので役務の提供が行われた場所が明らかでないもの

役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

2 電気通信利用役務の提供の場合

電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

問2 (各5点)

(1)について

【選択】

免税取引

【理由】

事業者が国内において対価を得て行った資産の譲渡等であるため課税の対象となり、非課税取引に該当しないため、課税資産の譲渡等となる。非居住者に対する役務の提供であるため、輸出免税に該当するか否かであるが、非居住者に対する役務の提供のうち、当該外国法人が国内に支店等の施設を有する場合には居住者たる国内の支店等を経由して役務の提供を行ったものとして6.3%課税取引とすることとされることになる。しかし、事業者が国内に支店、出張所等を有する外国法人等に対して行う役務の提供であっても、次に掲げる要件のいずれをも満たすものは「国内の支店、出張所等を経由して役務の提供を行ったもの」とは認められないことから、輸出免税の対象となる。

- ① 事業者は外国法人等の国外の本店又は主たる事務所に対して直接役務の提供を行っているものであり、当該外国法人等の国内の支店、出張所等はこの役務提供に直接的にも間接的にも関わっていないこと。
- ② 役務の提供を受ける外国法人等の国内の支店、出張所等の業務は、この役務の提供と同種、あるいは関連した業務でないこと。したがって、その対価は課税標準額の計算には含まれない。また、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額にそれぞれ含まれる。

(2)について

【選択】

非課税取引

【理由】

国内において事業者が行った資産の譲渡等であるため課税の対象となるが、外国為替業務に係る役務の提供は非課税取引に列挙されているため、非課税取引となる。したがって、その対価は課税標準額に含まれない。また、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額に含まれる。

(3)について

【選択】

左記以外（不課税取引）

【理由】

電気通信利用役務の提供の場合の国内取引の判定は、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の場所が国内にあるか否かで判定であり、外国人の住所は国外であることから、国外取引となる。したがって、課税の対象の要件の一つである国内取引に該当しないことから、課税の対象外とされる。

(4)について

【選択】

課税取引

【理由】

事業者が国内において行った資産の譲渡等であるため課税の対象となり、非課税取引に該当しないため、課税資産の譲渡等となる。非居住者に対する役務の提供であるため、輸出免税に該当するか否かであるが、国内における飲食は、輸出免税の対象とならない。したがって、6.3%課税取引となり、その対価は課税標準額の計算の基礎となる。また、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額にそれぞれ含まれる。

(5)について

【選択】

左記以外（不課税取引）

【理由】

損害賠償金は、資産の譲渡又は貸付け及び役務の提供の対価として収受したものではないため、課税の対象の要件を満たさず、課税の対象外となる。

(6)について

【選択】

課税取引

【理由】

事業者が国内において行った資産の譲渡等であるため課税の対象となり、非課税取引に該当しないため、課税資産の譲渡等となる。輸出物品販売場における外国人旅行者に対する譲渡のため、免税取引に該当するか否かであるが、免税となるには、金額による制限がある。日本酒セットについては、50万円を超えているため、免税とならない。また、同一の非居住者に対する1日の販売額の合計額が5千円超であるか否かは、複数の手続委託型輸出物品販売場における消耗品の販売価額（税抜）の合計額を合算して判定するのであるが、日本酒セットについて、消耗品であるが免税とならないことが確定してしまうため、消耗品であるポーチ付き化粧品の設定は、本来は合計して判定するところ、日本酒セットを除いて判定することになり、5千円を超えないため、免税取引とならず、その対価は課税標準額の計算の基礎に含まれることになる。また、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額にそれぞれ含まれる。

Z-66-F [第二問] 消費税法 解答速報

前課税期間の中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	★ 2,336,100円	<p>[中間納付税額の計算]</p> <p>(1) 一月中間申告 (判定★) $\frac{6,300,000\text{円}}{9} + \frac{236,100\text{円}}{3} = 778,700\text{円}$ $\leq 4,000,000\text{円} \quad \therefore \text{適用なし}$</p> <p>(2) 三月中間申告 ① 判定 $\frac{6,300,000\text{円}}{9} \times 3 + \frac{236,100\text{円}}{3} \times 3 = 2,336,100\text{円}$ $> 1,000,000\text{円} \quad \therefore \text{適用あり}$ ② 中間納付額 $2,336,100\text{円 (百円未満切捨)} \times 1\text{回}$ $= 2,336,100\text{円}$</p> <p>(3) 六月中間申告 適用なし★</p> <p>(4) (1)+(2)+(3)=2,336,100円</p>

I 納税義務の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間の課税売上高	★ 0円	<p>[納税義務の有無の判定]</p> <p>(1) 基準期間の判定 基準期間なし \therefore (2)へ</p> <p>(2) 特定期間の判定 特定期間なし★ \therefore (3)へ</p> <p>(3) 新設合併の特例</p> <p>① $(48,000,000\text{円} - 2,320,000\text{円} - 700,000\text{円}) \times \frac{100}{105}$ $+ (147,000,000\text{円} - 6,965,000\text{円} - 2,300,000\text{円}) \times \frac{100}{108}$ $+ 700,000\text{円} + 2,300,000\text{円} = 173,370,502\text{円}$</p> <p>② $50,000\text{円} - 50,000\text{円} \times \frac{4}{105} \times \frac{125}{100} + 300,000\text{円}$ $- 300,000\text{円} \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63} = 325,398\text{円}$</p> <p>③ $(\text{①} - \text{②}) \times \frac{12}{12} + (23,500,000\text{円} + 1,200,000\text{円}$ $- 13,000,000\text{円} - 700,000\text{円}) \times \frac{12}{12} = 184,045,104\text{円}$ $> 10,000,000\text{円} \star$ $\therefore \text{納税義務あり}$</p>

II 課税標準額に対する消費税額の計算

課税標準額	303,018,000円	[課税標準額の計算] $317,611,900円 + 9,000,000円 \times \frac{450万円}{600万円} \star + 72,000円 \star$ $+ 500,000円 \star + 2,326,000円 = 327,259,900円$ $327,259,900円 \times \frac{100}{108} = 303,018,425円$ <p>→ 303,018,000円 (千円未満切捨)</p>
課税標準額に対する消費税額	19,090,134円	[課税標準額に対する消費税額の計算] $303,018,000円 \times 6.3\% = 19,090,134円$

III 仕入れに係る消費税額の計算等

区分	金額	計算過程
課税売上割合	$\frac{317,556,736円}{334,217,700円}$	[課税売上割合の計算] (1) 課税売上高 ① $303,018,425円 + 13,520,100円 \star = 316,538,525円$ ② $250,000円 \times \frac{350万円}{950万円} \star + 100,000円 \times \frac{300万円}{700万円}$ $- 100,000円 \times \frac{300万円}{700万円} \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63} = 131,789円$ ③ ① - ② = 316,406,736円 (2) 非課税資産の輸出等 $1,000,000円 + 150,000円 = 1,150,000円 \star$ (3) 非課税売上高 ① $9,000,000円 \times \frac{150万円}{600万円} + 3,000,000円 \star + 78,000円 \star$ $+ 10,700,000円 + (82,992円 + 14,700円 + 308円) \star$ $+ 200,000円 \star + 550,000円 \star = 16,876,000円$ ② $250,000円 \times \frac{600万円}{950万円} + 100,000円 \times \frac{400万円}{700万円}$ $= 215,036円 \star$ ③ ① - ② = 16,660,964円 $\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{317,556,736円}{334,217,700円} = 0.9501... \geq 95\%$ <p>∴ 按分計算不要</p>

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

<p>控除対象仕入税額</p>	<p>13,105,841円</p>	<p>[課税仕入れ等の税額の計算]</p> <p>(1) 区分経理及び税額</p> <p>① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの</p> <p>イ 課税仕入れ</p> $158,000,000円★ + 6,000,000円★ + 39,000円★$ $+ (130,000円 - 32,500円)★ + 128,000円$ $+ 2,376,000円 + 1,900,000円 + 17,000円★$ $+ 9,800,000円★ + 1,000,000円★ = 179,357,500円$ <p>ロ 課税貨物</p> <p>882,000円</p> <p>ハ 棚卸資産に係る消費税額の調整</p> $4,500,000円 \times \frac{4}{105} = 171,428円★$ <p>ニ 仕入返還等</p> $466,800円 \times \frac{6.3}{108} = 27,230円★$ <p>② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの</p> <p>6,500,000円</p> <p>③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの</p> $(759,300円 - 3,300円)★ + 56,160円★ + 128,540円★$ $+ 160,000円★ + 207,000円★ + (30,000円$ $- 2,400円)★ + 271,000円 + 560,000円★$ $+ 620,200円★ + 589,000円 + 600,000円 + (2,658,000$ $円 - 2,376,000円) + (2,020,000円 - 141,400円)★$ $+ (15,536,000円 - 450,000円)★ = 21,222,100円$ <p>④ 合計</p> <p>イ 課税仕入れ（算式★）</p> $(179,357,500円 + 6,500,000円 + 21,222,100円)$ $\times \frac{6.3}{108} = 12,079,643円$ <p>ロ 課税貨物</p> <p>882,000円</p> <p>ハ 棚卸資産に係る消費税額の調整</p> <p>171,428円</p> <p>ニ 仕入返還等</p> <p>27,230円</p> <p>ホ イ + ロ + ハ - ニ = 13,105,841円</p>
-----------------	--------------------	--

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>[調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算等]</p> <p>(1) 調整対象固定資産の判定</p> <p>① ソフトウェアのリース料 $(1,140,000円 - 114,000円) \times \frac{100}{108} = 950,000円$ $< 1,000,000円★$</p> <p>② 本社建物 $5,400,000 \times \frac{100}{105} = 5,142,857円 \geq 1,000,000円$</p> <p>③ 居住用賃貸マンション $(3,000,000円 - 850,000円) \times \frac{100}{105} = 2,047,619円$ $\geq 1,000,000円★$</p> <p>④ 運送用トラック $(6,000,000円 - 400,000円) \times \frac{100}{105} = 5,333,333円$ $\geq 1,000,000円★$</p> <p>⑤ 帯鋸盤 $9,800,000円 \times \frac{100}{108} = 9,074,074円 \geq 1,000,000円$</p>

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>⑥ 商標権</p> $(2,100,000円 - 60,000円) \div 2 \times \frac{100}{108} = 944,444円$ <p><1,000,000円★</p> <p>⑦ ソフトウェア</p> $5,200,000円 \times \frac{100}{108} = 4,814,814円 \geq 1,000,000円★$ <p>∴ ②、③、④、⑤、⑦は該当する。</p> <p>①、⑥は該当しない。</p> <p>※ ②及び⑦は、比例配分法により計算しているが、第3年度の課税期間に該当しない★ため、</p> <p>③については納税義務が免除されている期間中の仕入のため、</p> <p>④、⑤は、比例配分法で計算していない★ため、また、転用もないため調整なし。</p>
		<p>[控除対象仕入税額の計算]</p>

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

売上げの返還等対価に係る税額	★ 2,499円	[売上げの返還等対価に係る消費税額の計算] $100,000 \text{円} \times \frac{300 \text{万円}}{700 \text{万円}} \times \frac{6.3}{108} = 2,499 \text{円}$
貸倒れに係る税額	★ 93,749円	[貸倒れに係る消費税額の計算] $6,250,000 \text{円} \times \frac{180 \text{万円}}{700 \text{万円}} \times \frac{6.3}{108} = 93,749 \text{円}$
控除税額小計	13,202,089円	[控除税額小計の計算] $13,105,841 \text{円} + 2,499 \text{円} + 93,749 \text{円} = 13,202,089 \text{円}$

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	5,888,000円	[差引税額又は控除不足還付税額の計算] $19,090,134 \text{円} - 13,202,089 \text{円} = 5,888,045 \text{円}$
控除不足還付税額	★ 0円	→ 5,888,000円（百円未満切捨）

Ⅴ 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	★ 4,036,500円	[中間納付税額の計算] (1) 一月中間申告 $\frac{1,794,000 \text{円}}{4} = 448,500 \text{円} \leq 4,000,000 \text{円}$ ∴ 適用なし (2) 三月中間申告 ① 判定 $\frac{1,794,000 \text{円}}{4} \times 3 = 1,345,500 \text{円} > 1,000,000 \text{円}$ ∴ 適用あり ② 中間納付税額 $1,345,500 \text{円}（百円未満切捨） \times 3 = 4,036,500 \text{円}$

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	1,851,500円	[納付税額又は中間納付還付税額の計算] $5,888,000 \text{円} - 4,036,500 \text{円} = 1,851,500 \text{円}$
中間納付還付税額	★ 0円	

第 67 回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第 66 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は第 67 回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8 月後半より第 67 回税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをインターネット上で無料配信致します。WEB 講座や解答速報会と同じシステムを使うので、リアルタイムでご参加頂くと、チャットを通じて講師に直接相談や質問をすることも可能です。

第 67 回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

月	火	水	木	金	土	日
8/8	9	10	11 (山の日)	12	13	14
← → 第 66 回税理士試験本試験						
15	16	17	18	19	20	21
【無料説明会】 各科目の概要や、WEB 講座のコース体系・内容、受講するメリットなどをお伝えします。			相続税法	法人税法	科目別 WEB 講座無料説明会 (20:00~)	
22	23	24	25	26	27	28
無料説明会 (20:00~)			WEB 講座開講前無料オリエンテーション (20:00~)			
簿記/財表		消費税法		相続税法		法人税法
29	30	31	9/1	2	3	4
無料オリエンテーション (20:00~)			WEB 講座無料体験講義 (20:00~)			
簿記/財表		消費税法		相続税法		法人税法
5	6	7	8	9	10	11
無料体験講義 (20:00~)			【無料オリエンテーション】 WEB 講座の受講にあたって、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。		【無料体験講義】 各コースの初回講義を配信します。実際の講義を体験して受講を検討する方はぜひご覧下さい。	
簿記/財表		消費税法				

WEB 講座の特長

インターネットで授業配信

講義はインターネットを通じて行います。パソコンと WEB 環境があれば、自宅でも会社でも受講可能です (事前に環境の確認ができます)。

Live 配信とオンデマンド配信のハイブリッド配信で安心

基本的に授業は決まった曜日・時間に生講義を配信します。Live 配信なので、チャットを使って講師に質問することも可能です。

また、配信した講義はすべて収録し、翌日以降オンデマンド (録画) 配信します。見逃した講義はもちろん、復習のために何度も受講可能です。(開講後のお申込みも OK)

合格サポートもバッチリ!

疑問や不安があるときは、どんどんご質問ください。講義中のチャットはもちろん、電話やメール、受講生専用 SNS「学び舎」などのサポート手段をご用意しています。

スマホでの受講や倍速再生で効率的な学習が可能

WEB 講座はパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末 (対応機種) でも受講できます。また、オンデマンド配信されている講義は 1.5 倍 / 2.0 倍速での再生にも対応しているので、忙しい方でも効率的に学習できます。

パソコンでの受講画面イメージ

1 講師画面

講義を行う講師の表情・動きを表示する画面です。

2 チャット画面

Live 講義中の講師へのメッセージを表示します。

3 ホワイトボード画面

板書画面です。ここに講師が書き込みながら講義を進めます。

4 アンケートボタン

Live 講義中、講師が投げかけた質問に回答するボタンです。



イベントや WEB 講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。

皆様のご受講、お待ちしております。

<http://www.net-school.co.jp/> or 『ネットスクール』で検索!